令和７年度

履　修　案　内

横浜国立大学 大学院 国際社会科学府
博士課程前期 国際経済法学専攻

目　　次

Ⅰ　国際経済法学専攻履修細目 ･･･ １

Ⅱ　横浜国立大学休学許可の基準 ･･･ １８

Ⅲ　学位論文・最終試験評価基準 ･･･ ２０

Ⅳ　令和７年度大学院学事暦 ･･･ ２２

Ⅴ　国際経済法学専攻　開設科目一覧･･･ ２４

Ⅵ　横浜国立大学学則・大学院学則・学位規則・国際社会科学府規則･･････････････････ ２７

Ⅰ．履 修 細 目

（一）　修了要件及び修了必要単位数

本学府国際経済法学専攻博士課程前期を修了するためには、２年以上（短期修了プログラム入学者、５年一貫教育プログラム生は１年以上）在学し、所定の３２単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上で修士論文（法務キャリア開発コース入学者は特定課題論文）の審査及び最終試験に合格しなければならない。

なお、研究指導は、国際経済法学専攻専任教員に限る。

	選　択　科　目	演習Ⅰ・Ⅱ	合　　計
単位数	２４ （コア科目3単位以上が含まれなければならない）	８	３２

※GPA について

成績評価に応じて GP（Grade Point）を与え、以下の式によって GPA 値を算出する。

GPA 算出対象科目は修了必要単位に算入される国際経済法学専攻博士課程前期の授業科目（講義および演習）とし、GPA 値 2.0 以上を修了要件とする。

なお、GPA の導入に伴い、履修登録は年２回春学期と秋学期に１回ずつとする。

算出式　GPA ＝ Σ（GP×単位数）÷ 履修登録単位数

成績評価（評価点）と GP は以下のとおりとする。

① 秀　（100 ～ 90 点）　4.5
② 優　（ 89 ～ 80 点）　4.0
③ 良　（ 79 ～ 70 点）　3.0
④ 可　（ 69 ～ 60 点）　2.0
⑤ 不可　（ 59 点以下）　0.0

（二）　授業科目

１．選択科目

演習Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb を除く国際経済法学専攻におけるすべての授業科目をいう。その中から 24 単位以上を選択履修すること。選択科目中、コア科目３単位以上を取得しなければならない。

社会実践フィールドワークの詳細については（十一）を参照。

２．演　習

履修指導や修士論文（法務キャリア開発コース入学者は特定課題論文）作成のための研究指導を行うものとする。演習Ⅰa、演習Ⅰb、演習Ⅱa、演習Ⅱbの順に、合計で８単位以上を履修すること。なお、短期修了プログラム入学者、５年一貫教育プログラム生にあっては、演習の履修順序については、この限りでない。

学生は原則として１教員の研究指導を受けるが、問題関心や研究テーマによっては、複数の教員の研究指導を受けることもできる。

３．特別講義

特別講義とは、上記の選択科目以外の科目のうち、

① 教育研究上の必要から、基礎的又は応用的知識の補充のために年度ごとに開講される科目

② 英語によるコミュニケーション科目

③ 実践的科目

をいう。

【令和４年度以降入学者（学籍番号の上４桁が「23PC」「24PC」「25PC」の者】

①の単位は修了必要単位数に算入でき、②及び③については、合計４単位を上限として修了必要単位数に算入できる。

※③について、後述（十四）に定める法律系社会人リカレントプログラム（L-Rep）を申請した対象学生（一般入試における受験者区分「一般（社会人）」に合格した学生および法務キャリア開発コース入試に合格した学生）は、諸規則の規定の範囲内で、4 単位を超えて修了必要単位数に算入できる。

４．学府共通科目

学府共通科目は、修了必要単位数には算入しない。

５．その他

(1)　経済学専攻・経営学専攻科目の履修について

経済学専攻及び経営学専攻の開講科目は、授業担当教員の許可を得て履修することができる。

(2)　他学部等の開講科目の履修について

①　経済学部・経営学部の開講科目について

経済学部で開講されている専門教育科目及び経営学部で開講されている専門教育科目（非常勤講師担当科目・夜間主コース（第二部）開講科目を除く）は、所定の手続（後述(三)の３参照）を経て履修することができる。また、本学府における演習の単位取得のため、指導教員の指導により、基礎となる学部開講授業の履修が要求されることがある。

なお、国際経済法学専攻が経済学部に提供している大学院共通科目は、国際経済法学専攻の選択科目、英語によるコミュニケーション科目として履修しなければならない。

②　本学大学院の他学府等の授業科目、大学院全学教育科目について

本学大学院の他学府等で開講されている授業科目及び大学院全学教育科目について、所定の手続（後述(三)の３参照）を経て履修することができる。

ただし、履修できない科目もあるので履修希望の科目がある場合は、その科目を開講している学府等の学務係に履修の可否について確認すること。

③　神奈川県内の大学間における大学院学術交流協定に基づく他大学大学院の提供科目について

神奈川県内の大学間における大学院学術交流協定に基づき、参加する大学の大学院（修士課程及び博士課程前期）が提供する授業科目について、所定の手続（後述(三)の３参照）を経て履修することができる。

(3)　国際経済法学専攻博士課程後期の授業科目について

国際経済法学専攻博士課程後期の授業科目（リサーチプラクティカムを除く）について、所定の手続（後述(三)の３参照）を経て、在学期間を通じて合計４単位（英語プログラムとして開講されている科目のみを選択する場合には合計８単位）まで履修することができる。

(4)　選択科目修了必要単位への算入について

(1)および(2)で修得した単位は、８単位を限度として、所定の手続を経て、選択科目修了必要単位（２４単位）に算入することができる。ただし、(2)③で修得した単位は、うち４単位を限度とする。

(3)で修得した単位は、４単位を限度として、選択科目修了必要単位（２４単位）に算入することができる。なお、国際経済法学専攻博士課程後期への進学を希望する者は、この単位を博士課程前期修了要件に含めない場合は、博士課程後期入学後に後期修了要件に含めることができる。

(5)　大学院設置基準第 14 条による特例の適用が認められる場合について

社会人以外の学生で指導教員がその必要性を認めた者については、大学院設置基準第 14 条教育方法の特例に基づき開設される授業科目（６，７限）を履修し、修了に必要な単位数に加えることができる。

(6)　本専攻入学前の既修得単位の認定について

①　本専攻に入学する前に、大学院（他大学の大学院及び外国の大学院を含む）において履修した授業科目（博士課程前期レベルの講義）について修得した単位を有する場合、教育上有益と認めるときには、国際経済法学専攻委員会の議を経て単位を認定することができる。

②　５年一貫教育プログラムに進学する経済学部 LBEEP 生・Econ-ROUTE 生は、３年次より国際経済法学専攻科目および４年次より演習 Ia・Ib を科目担当教員が認める場合に限り履修することができる。修得した単位を、26 単位を上限に国際経済法学専攻修了に必要な単位として認定することができる。※学部の卒業要件に含めていない科目に限る。なお、英語によるコミュニケーション科目及び実践的科目については、修了要件に算入することのできる単位数に上限がある。

③　認定された科目の単位は、学務情報システム上に「認定」として反映され、GPA の計算の対象から除外する。認定を希望する場合は、入学後１か月以内に所定の手続を行うこと。

（三）　履修登録

１．履修登録期間

(1)　履修登録は、前学期初めの履修登録期間内に行わなければならない。

(2)　特別な事情が生じた場合には、学期の途中でも履修登録期間を設けることがある。

２．履修登録制限

１年次において、<u>１８単位を越えて履修登録することはできない。</u>

（演習・英語によるコミュニケーション科目・学府共通科目・開発協力フィールドワークを除く）

ただし、この制限は、短期修了プログラム入学者、５年一貫教育プログラム生には適用しない。

３．履修登録の手順

他学部等の開講科目（（二）５の（２）①及び②参照）の登録に際しては、指導教員と授業科目担当教員の許可を得た上で、学期（集中講義）の開講時の履修登録期間内に大学院学務係に申し出ること。ただし、大学院全学教育科目については、指導教員の許可のみで足りる。

学生の申し出に基づき、受講が一括許可される。申し出が不許可になった場合は、後日別途設けられる履修登録期間内に修正登録を行うことができるものとする。

神奈川県内の大学間における大学院学術交流協定に基づく、他大学大学院の提供科目（（二）５の（２）③参照）の登録に際しては、受講を希望する大学の履修申請受付期間内に、学務・国際戦略部教育企画課へ「神奈川県内大学院交流学生申請書」を提出すること。

その後、教務厚生委員会に出願の承認及び受講を希望する大学の受入承認を得て、受講することができる。

（四）　成績確認

成績閲覧開始から約２週間（修了判定時については、別途期間を設定）を国際経済法学専攻開講科目の「成績確認期間」としている。直前学期の国際経済法学専攻開講科目の成績に異議のある学生は、「履修科目成績確認願」を大学院学務係に提出すること。「成績確認期間」終了後は、成績異議申し立て等は一切受け付けない。申し立てがあった場合は、該当科目の授業担当教員のほか、該当科目を開講している専攻の責任者（専攻長）も申し立てに対する確認結果を確認する。大学院全学教育科目を含め他部局開講の科目については、開講部局の定めに従うこと。成績訂正の対象となるのは、教員サイドの転記ミス並びに採点ミスのみであり、成績に関する嘆願は一切受け付けない。詳細は国際社会科学府・研究院ウェブサイトや授業支援システムを参照すること。

国際社会科学府・研究院ウェブサイト＞在学生の方へ＞教務関係（博士課程前期・後期共通）

授業支援システム＞【連絡専用】社会科学系事務部大学院学務係 Graduate School Affairs Office, GSISS[Zac0049]

（五）　研究指導計画書・研究計画書

国際社会科学府では、年度初めに「研究指導計画書・研究計画書」を作成する。詳細は、責任指導教員に確認すること。

１．作成書類

横浜国立大学大学院国際社会科学府　研究指導計画書・研究計画書

２．　作成方法

(1)　責任指導教員は、学生と十分な打合せ等を行い、研究指導計画書を作成する。

(2)　学生は、前号の研究指導計画書に基づき、研究計画書を作成する。

(3)　作成された計画書は、責任指導教員と学生の双方で保管する。

(4)　責任指導教員は前号の計画書の写しを大学院学務係あてに提出する。

(5)　計画書に大きな変更があった場合は随時改定するものとし、責任指導教員は、改訂を行った都度、その写しを大学院学務係に提出する。

（六）　修士論文及び最終試験

１．修士論文

(1)　修士論文を提出しようとする者は、論文提出時において、本学府に１年（短期修了プログラム入学者、５年一貫教育プログラム生にあっては、９か月）以上在学し、かつ、修了に必要な授業科目（演習は含まない）の単位数を１６単位以上修得していることが必要となる。
(2)　修士論文は、指導教員の指導を受けて作成し、提出すること。
(3)　修士論文の題目届出期間、中間報告、部数及び提出期間その他については、別に定める。

２．最終試験

(1)　最終試験は、修士論文の審査が終わった後、修士論文を中心として行う。
(2)　最終試験は、原則として口頭により行う。
(3)　最終試験の期日その他については、別に定める。

※「Ⅲ．学位論文・最終試験評価基準」も参照すること。

（七）　参考論文

１．横浜国立大学学位規則（以下、この(七)の項目において、「学位規則」という）９条にいう「他の論文」（以下「参考論文」という）は、次の３種類とする。
(1)　修士論文を補足する論文で、実質的に修士論文と一体をなし、独立の評価になじまないもの。
(2)　修士論文と関連するが、それ自体として独立した内容を有し、独立の評価になじむ論文。
(3)　４の(8)によるみなし参考論文。

２．１の(1)および(2)の参考論文を提出しようとする者は、参考論文を提出する予定の旨およびその題目を修士論文題目届に付記しなければならない。１の(1)、(2)の参考論文は、修士論文と共に提出しなければならない。

３．１の(2)の参考論文は、修士論文の審査において、おおむね３割程度の範囲内で、修士論文の評価にこれを加味することができる。

４．研究指導成果論文
(1)　学生は、指導教員の研究指導を受けて作成した論文（以下「研究指導成果論文」という）１編を、年度後学期に所属専攻長に提出することができる。
(2)　所属専攻長は、研究指導成果論文の提出があったときは、専攻委員会に、その審査を付託しなければならない。
(3)　専攻委員会は、研究指導成果論文の審査のために、審査委員会を設ける。
(4)　審査委員会は、複数の教員をもってこれを構成する。
(5)　審査委員会は、研究指導成果論文の提出者に対し、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭による試験を行う。
(6)　研究指導成果論文の審査は論文が提出された年度内に、これを終えるものとする。
(7)　研究指導成果論文は、Ａ，Ｂ，ＣおよびＤの４段階により評価する。
(8)　前年度までに研究指導成果論文を提出した学生は、別に定める期間内に、提出済の研究指導成果論文のうち１編を、「参考論文」として扱われたい旨を、所属専攻長に申し出ることができる。
この申し出をしたものが修士論文を提出した場合には、研究指導成果論文をもって、修士論文に添付された参考論文とみなす。

(9)　修士論文の審査において、(8)の規定により参考論文とみなされた研究指導成果論文の成績を、おおむね３割の範囲内で、加味することができる。ただし、提出者の不利益に加味することはしない。

(10)　研究指導成果論文の提出期間その他については、別に定める。

（八）　取得できる学位

本専攻を修了した者には、「修士（法学）」、「修士（国際経済法学）」又は「修士（学術）」が与えられる。

（九）　法務キャリア開発コース

法務キャリア開発コース入試による入学者は、修了要件として特定課題論文を選択する。

１．修了必要単位数等

（一）　修了要件及び修了必要単位数のとおり。

２．特定課題論文

(1)　特定課題論文を提出しようとする者は、論文提出時において、本学府に１年以上在学し、かつ、修了に必要な授業科目（演習は含まない）の単位数を１６単位以上修得していることが必要となる。

(2)　特定課題論文は、指導教員の指導を受けて作成し、提出すること。

(3)　特定課題論文の題目届出期間、中間報告、部数及び提出期間その他については、別に定める。

※「Ⅲ．学位論文・最終試験評価基準」も参照すること。

（十）　博士論文研究基礎力考査コース

本専攻博士課程後期への進学を目指す者は、通常の修士論文提出による修了方法に代えて博士論文研究基礎力考査コースによる修了方法を選択することができる。博士論文研究基礎力考査コースの修了要件は以下のとおりである。

１．修了必要単位数等

選択科目（コア科目３単位以上含む）	２８単位
演習Ⅰ・Ⅱ	８単位
計	３６単位以上

ＧＰＡ、履修科目等については上記（一）から（三）と同様とする。

加えて、国際経済法学専攻博士課程後期の授業科目（リサーチプラクティカムを除く）を在学期間を通じて合計４単位（英語プログラムとして開講されている科目のみを選択する場合には合計８単位）まで履修することができる。なお、この単位を博士課程前期修了要件に含めない場合は、博士課程後期入学後に後期修了要件に含めることができる。

２．博士論文研究基礎力審査等

博士論文研究計画又はターム・ペーパーの合格に加え、博士論文研究基礎力審査（国際経済法学専攻関連分野３科目の筆記試験及び博士論文研究を行う分野に関する口頭試問）に合格することをもって、修士論文審査及び最終試験の合格に代える。

３．その他

博士論文研究基礎力考査コースによる修了を希望する者は、１年次の履修登録期間までに指導教員の許可を得て博士論文研究基礎力考査コース選択届を専攻長宛提出すること。

なお、本コース選択にあたっては指導教員と研究計画等について十分に相談すること。

（十一）　社会実践フィールドワーク履修・単位取得の手続きについて

１．社会実践フィールドワークの単位を取得するためには、当該フィールドワークの活動を 60 時間以上しなければならない。

２．社会実践フィールドワークでの単位取得を希望する学生は、当該フィールドワーク実施期間の始期が到来するまでに、社会実践フィールドワーク計画書に指導教員の署名を得て、大学院学務係に提出しなければならない。

３．当該フィールドワーク終了後、社会実践フィールドワーク報告書に指導教員と当該フィールドワーク受入担当者の署名を得て、大学院学務係に提出しなければならない。なお、履修登録は、報告書の提出と同時に行うものとする。

４．社会実践フィールドワーク報告書の提出は、春学期については７月末、秋学期については１月末までに行わなければならない。

５．社会実践フィールドワークの単位が認定されるのは、当該フィールドワークの実施期間の終期が含まれる学期及びその次の学期に限られる。

６．社会実践フィールドワーク報告書には、当該フィールドワークに 60 時間以上従事したことについての当該フィールドワーク受入担当者による確認が明示的に記載されていなければならない。

７．教務厚生委員会は、社会実践フィールドワーク計画書及び報告書を確認し、指導教員に意見を述べることができる。

（十二）　研究実践フィールドワーク履修・単位取得の手続きについて

１．研究実践フィールドワークの単位を取得するためには、90 分以上の研究会または学会に４回以上出席しなければならない。

２．研究実践フィールドワークでの単位取得を希望する学生は、初回の研究会または学会に出席するまでに、研究実践フィールドワーク計画書に指導教員の署名を得て、大学院学務係に提出しなければならない。計画書には、研究会または学会の名称、主催団体と開催頻度等を記載する。

３．研究実践フィールドワークでの単位取得を希望する学生は、出席した研究会または学会において報告を最低１回担当しなければならない。報告の準備にあたって指導教員の指導を受けること。

４．最終の研究会または学会終了後、研究実践フィールドワーク報告書（研究会または学会の各会の議論内容をまとめたもの）に指導教員の署名を得て、開催要項を添付し大学院学務係に提出しなければならない。なお、履修登録は、報告書の提出と同時に行うものとする。

５．研究実践フィールドワーク報告書の提出は、春学期については７月末、秋学期については１月末までに行わなければならない。

６．研究実践フィールドワークの単位が認定されるのは、最終の研究会または学会の実施期間の終期が含まれる学期及びその次の学期に限られる。

７．教務厚生委員会は、研究実践フィールドワーク計画書及び報告書を確認し、指導教員に意見を述べることができる。

（十三）　国際開発ガバナンスEPについて

政治学や国際関係法などの法学政治学系科目を体系的に学習するとともに、開発協力のあり方や現場に関わる知識を修得することにより、開発協力に対応できる専門グローバル人材の育成を目的としたコースである。

１．指導教員の選択について

入学後のコンタクト日程中に、国際開発ガバナンスEP担当教員と面談した上で、同EP担当教員の中から１人を選択する。

２．履修科目について

国際開発ガバナンスEPを申請した学生は、（一）および（二）の要件に加えて、開発協力論研究Ⅰ、開発協力論研究Ⅱ、国際行政論研究Ⅰ、国際行政論研究Ⅱ、ODA and Practical IssuesもしくはInternational Public Administration ２単位、社会実践フィールドワーク、開発協力フィールドワークもしくは研究実践フィールドワーク２単位、ワークショップ２単位を講義科目の中に含めなければならない。ワークショップについては、経済学専攻、経営学専攻、都市イノベーション学府、環境情報学府における科目４単位で代替できる。ただし、事前に大学院学務係に相談すること。

科目名	EP修了に必要な単位数
開発協力論研究Ⅰ	左の科目から２単位
開発協力論研究Ⅱ	
国際行政論研究Ⅰ	
国際行政論研究Ⅱ	
ODA and Practical Issues	
International Public Administration	
社会実践フィールドワーク	左の科目から２単位
開発協力フィールドワーク	
研究実践フィールドワーク	
ワークショップ	ワークショップ２単位 または経済学専攻、経営学専攻、都市イノベーション学府、環境情報学府における科目４単位
経済学専攻、経営学専攻、都市イノベーション学府、環境情報学府における科目	

３．履修登録単位数について

（三）２の履修登録制限の規定にかかわらず、国際開発ガバナンスEPを選択した学生は、１年次の履修登録単位数の制限を設けない。

（十四）　法律系社会人リカレントプログラム（L-Rep）について

憲法、民法、刑法などの基本的な科目の他に、実務家との共同授業も含む実践的科目等を履修することにより、社会人学生のリスキルアップの機会を提供することを目的としたプログラムである。

１．対象学生について

一般入試における受験者区分「一般（社会人）」および法務キャリア開発コース入試に合格した学生

２．履修科目について

法律系社会人リカレントプログラム（L-Rep）を申請した対象学生は、実践的科目を２単位以上修得しなければならない。加えて、選択科目のうち、法律系社会人リカレントプログラム（L-Rep）向けに開放されている科目及び実践的科目を合わせて８単位以上修得しなければならない。

（十五）　大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例が適用される学生について

１．２年間の履修計画は、指導教員の下に作成すること。

２．２年間で修了することが勤務の都合上無理な場合は、予め３～４年間の履修計画を立てることもできる。

３．原則として、第１年次は全日通学とする。

４．特例によって授業をおこなう必要のある場合の時間帯は、平日の下記の時間帯とする。

５時限　　16 時 15 分～17 時 45 分

６時限　　17 時 50 分～19 時 20 分

７時限　　19 時 25 分～20 時 55 分

５．演習、総合演習、研究指導は、指導教員の承認を前提とし、例えば以下のように行うことができる。

①　平日の夜間

②　休業期間における集中

③　勤務先の研究施設等の利用

（十六）　長期履修制度について

職業を有している等のために所定の修業年限以内に修了することが困難な者は、４年を超えない範囲で、長期の修業年限の設定を申し出ることができる（以下「長期履修制度」という。)。長期履修制度の利用を希望する者は、入学時に希望する在学期間を申請し、承認を受ける必要がある。承認を受けた者は、申請をした期間内に教育課程を履修し、学位を取得することができる。

(1)　在学期間の短縮

長期履修制度を利用する学生は、あらかじめ申請した在学期間を、願い出により短縮することができる。短縮期間は、学期を基準とする。ただし、所定の修業年限を下回って短縮することはできない。在学期間の短縮を希望する者は、「長期履修計画変更願」を提出し、承認を得なければならない。詳細については、必ず大学院学務係に相談すること。

(2)　在学期間の延長

長期履修制度を利用する学生は、特別の事情がある場合は、一度に限り、４年を超えない範囲で、あらかじめ申請した在学期間の延長を申請することができる。在学期間の延長を希望する者は、在学期間が満了する日の２か月前までに「長期履修計画変更願」を提出し、承認を得なければならない。

在学期間を延長した後の授業料は、所定の修業年限分の授業料からすでに納付済みの授業料を差し引いた分を延長期間で新たに算出し、納付することになる。詳細については、必ず大学院学務係に相談すること。

（十七）　院生室の利用について

１．院生室（自習室・談話室）について

利用にあたっては、入学時に誓約書の届け出が必要となる。共有スペースであるため、他の利用者への配慮を忘れずに利用すること。なお、自習室内での飲食、会話、携帯電話による通話は行わず談話室に移動して行うこと。

２．各課程・専攻の利用室について

次のとおりとする。

専攻・課程	自習室	談話室	オンライン授業 受講スペース
国際経済法学専攻 博士課程前期	国際社会科学研究棟 ４０１室	国際社会科学研究棟 ４０８室	国際社会科学研究棟 ４０２室

３．利用にかかる誓約書の提出について

各専攻での入学直後のオリエンテーションにて提出すること。やむを得ず、オリエンテーションを欠席した場合には、大学院学務係窓口で資料や学生証を交付する際に提出すること。

４．利用可能な時間について

原則１時限目から７時限目の時間帯（8：50～20：55）曜日の定め無しとする。なお、大学で入構制限をする場合を除く。但し、経済１号館については、平日の 17 時までの入棟（利用）とする。

５．建物施錠後の入棟について

院生室利用の誓約をした院生のうち、別途建物施錠後の利用の誓約をした者については、建物施錠後の入棟を認める。施錠時の利用については、年度で管理するので、新年度には新たに利用誓約書を届け出ること。

建物施錠後の利用にかかる誓約書の交付は、授業支援システム＞講義一覧の「その他」“【連絡専用】社会科学系事務部大学院学務係 Graduate School Affairs Office, GSISS”からダウンロードすること。

(1) 国際社会科学研究棟および経営学部１号館利用者は、入棟の為に学生証の利用登録を行う。

(2) 経営学部１号館の利用者は、入棟の為に入棟カードを窓口で貸与する。

(3) 経済学部１号館は、建物利用上の制限により、この取り扱いを行う。

６．自習室の机について

固定座席とせず、席は自由とします。各自の私物（教育・研究上の資料等）の保管については、各部屋等に備え付けのロッカーを利用すること。９．を併せて守ること。

７．談話室について

飲食や会話については、「2.各課程・専攻で利用室について」により指定した談話室を利用すること。また、使用の後は次の利用者がきれいに使用できるように片づけをすること。(9) を併せて守ること。

８．オンライン受講スペースの利用について

オンライン受講スペースとして国社 402 室を利用すること。防音設備がないので、他の利用者への配慮を忘れずに利用すること。

９．清掃とゴミの片づけ

衛生的な利用を心がけること。国際社会科学研究棟の院生室には、月に一度（第一水曜日）、業者

による床清掃が入る。

(1) 日常に出るゴミは、廊下等にあるゴミ箱を利用し分別し廃棄すること。

(2) 日常利用による生じた汚れは、国際社会科学研究棟のコピー室などにある清掃用具等（掃除機、箒、ちり取り）で清掃すること。

１０．退出時の戸締りについて

(1) 退出の際、ほかの利用者がいない場合は、時間帯に関わらず、窓の施錠およびエアコンと照明のスイッチをオフし、退出すること。

(2) 所持品（貴重品、上着、電子機器）などの盗難、紛失については、各自の責任で注意すること。

１１．禁止行為

禁止行為があった場合には、学務・広報委員会により、利用を停止する措置を取る。

(1) 喫煙

(2) 他者への迷惑行為、スペースの什器の汚損・破壊行為など大学の自治や風紀を乱した行いなど。

(3) 部外者（本学府大学院生以外）を入室させること。

(4) ロッカーに入らない物の持ち込み。

（注意１）冷蔵庫、調理家電、調理器具、寝具などの持ち込みは見つけ次第撤去する。

（注意２）院生室・およびロッカーに残置物があった場合は、移動させることがある。なお、３か月を過ぎても、大学院学務係に取りに来なかった（申し出がなかった）場合には所有権を放棄したものとみなし、処分することがある。

（十八） ロッカーの利用について

学生は、教育・研究上の資料等の保管のために、院生室内の指定のロッカーを利用することができる。適宜各自で鍵を購入し、取り付けること。

出学の際は、中身を片付けたうえで返却すること。利用期間を過ぎて使用している場合は、ロッカーの鍵を破壊したうえで保管場所を移動させ、なお持ち主が現れない場合は中身を処分することがあるので十分注意すること。

専攻・課程	院生室
国際経済法学専攻博士課程前期	国際社会科学研究棟４０１室内

令和７年度入学者（学籍番号の上４桁が「25PC」の者）対象
授業科目及び単位数

国際経済法学専攻

授　業　科　目　名	単位数	授　業　科　目　名	単位数
（コア科目）		（その他講義科目）	
法学原論	2	開発協力フィールドワーク	2
政治学原論	2	社会実践フィールドワーク	2
法律文献情報	1	研究実践フィールドワークⅠ	1
Decision Making Process	2	研究実践フィールドワークⅡ	1
Research Methodology	2	ワークショップ	2
Introduction to Japanese Law 1	1	（英語によるコミュニケーション科目）	
（国際経済法分野）		Critical Thinking and Discussion	2
国際法特論	2	Academic Writing	2
国際法研究Ⅰ	2	Professional Communication	2
国際法研究Ⅱ	2	Oral Communication Workshop	2
国際私法研究Ⅰ	2	Presentation Skills	2
国際私法研究Ⅱ	2	（実践的科目）	
国際私法研究Ⅲ	2	社会人のための実践法学入門※1	1
経済法研究Ⅰ	2	※1 法務キャリア開発コースの学生はコア科目として修了必要単位に算入可	
経済法研究Ⅱ	2		
知的財産法研究Ⅰ	2		
知的財産法研究Ⅱ	2		
政治学研究	2	変わりゆく社会と法※2	1
国際政治学研究	2	※2 法務キャリア開発コースの学生はコア科目として修了必要単位に算入可	
国際行政論研究Ⅰ	2		
国際行政論研究Ⅱ	2		
開発協力特論	2	憲法は変わらないが変わる	1
開発協力論研究Ⅰ	2	公務員のための法学	1
開発協力論研究Ⅱ	2	憲法とメディア法	1
開発協力論研究Ⅲ	2	企業間紛争をめぐる法的問題	1
Japan’s Development Experiences	2	不動産取引をめぐる法的問題	1
Governance and Development	2	訴訟外での紛争解決（ADR）	1
Public Administration and Management	2	債権回収をめぐる法的問題	1
		民事訴訟での紛争解決	1
Local Governance	2	コーポレートガバナンスⅠ	1
ODA and Practical Issues	2	コーポレートガバナンスⅡ	1
International Public Administration	2	労務管理と法Ⅰ	1
		労務管理と法Ⅱ	1
World Trade Law	2	リスク社会と過失責任	1
Japanese Competition Law (The Antimonopoly Act)	2	刑事制裁制度	1
		文献講読：刑事責任の基礎	1
The rule of law in developing countries: theory and practice	2	経済刑法	1
		法人税と企業会計	1

Intellectual Property Law & Policy	2	所得課税の計算構造	1
（実定法分野）		（学府共通科目）	
憲法特論	2	Thesis Writing	2
憲法研究	2	Presentation and Discussion Skills	2
行政法特論	2	（演習科目）	
財産法特論	2	演習Ⅰa	2
財産法研究	2	演習Ⅰb	2
家族法特論	2	演習Ⅱa	2
会社法研究	2	演習Ⅱb	2
民事訴訟法特論	2		
海事法研究	2		
刑法特論	2		
刑事訴訟法特論	2		
経済刑法特論	2		
法哲学特論	2		
法哲学研究	2		
租税法特論	2		
租税法研究Ⅰ	2		
租税法研究Ⅱ	2		
租税法研究Ⅲ	2		
倒産・執行法研究Ⅰ	2		
倒産・執行法研究Ⅱ	2		
労働法特論	2		
労働法研究Ⅰ	2		
労働法研究Ⅱ	2		
高齢者法研究	2		
社会保障法研究Ⅰ	2		
社会保障法研究Ⅱ	2		
環境法特論	2		
自然保護法研究	2		
Social Systems for Environmental Management	2		
Aging and Law	2		
Emerging Technologies and Law	2		

※今年度の開講科目は、２４ページの開設科目一覧を確認してください。

令和６年度入学者（学籍番号の上４桁が「24PC」の者）対象
授業科目及び単位数

国際経済法学専攻

授　業　科　目　名	単位数	授　業　科　目　名	単位数
（コア科目）		（その他講義科目）	
法学原論	2	開発協力フィールドワーク	2
政治学原論	2	社会実践フィールドワーク	2
法律文献情報	1	研究実践フィールドワークⅠ	1
Decision Making Process	2	研究実践フィールドワークⅡ	1
Research Methodology	2	ワークショップ	2
Introduction to Japanese Law 1	1	（英語によるコミュニケーション科目）	
（国際経済法分野）		Critical Thinking and Discussion	2
国際法特論	2	Academic Writing	2
国際法研究Ⅰ	2	Professional Communication	2
国際法研究Ⅱ	2	Oral Communication Workshop	2
国際私法研究Ⅰ	2	Presentation Skills	2
国際私法研究Ⅱ	2	（実践的科目）	
国際私法研究Ⅲ	2	社会人のための実践法学入門※1	1
経済法研究Ⅰ	2	※1 法務キャリア開発コースの学生はコア科目として修了必要単位に算入可	
経済法研究Ⅱ	2		
知的財産法研究Ⅰ	2		
知的財産法研究Ⅱ	2		
政治学研究	2	変わりゆく社会と法※2	1
国際政治学研究	2	※2 法務キャリア開発コースの学生はコア科目として修了必要単位に算入可	
国際行政論研究Ⅰ	2		
国際行政論研究Ⅱ	2		
開発協力特論	2	憲法は変わらないが変わる	1
開発協力論研究Ⅰ	2	公務員のための法学	1
開発協力論研究Ⅱ	2	憲法とメディア法	1
開発協力論研究Ⅲ	2	企業間紛争をめぐる法的問題	1
Japan’s Development Experiences	2	不動産取引をめぐる法的問題	1
Governance and Development	2	訴訟外での紛争解決（ADR）	1
Public Administration and Management	2	債権回収をめぐる法的問題	1
		民事訴訟での紛争解決	1
Local Governance	2	コーポレートガバナンスⅠ	1
ODA and Practical Issues	2	コーポレートガバナンスⅡ	1
International Public Administration	2	労務管理と法Ⅰ	1
		労務管理と法Ⅱ	1
World Trade Law	2	リスク社会と過失責任	1
Japanese Competition Law (The Antimonopoly Act)	2	刑事制裁制度	1
		文献講読：刑事責任の基礎	1
The rule of law in developing countries: theory and practice	2	経済刑法	1
		法人税と企業会計	1

Intellectual Property Law & Policy	2	所得課税の計算構造	1
（実定法分野）		（学府共通科目）	
憲法特論	2	Thesis Writing	2
憲法研究	2	Presentation and Discussion Skills	2
行政法特論	2	（演習科目）	
財産法特論	2	演習Ⅰa	2
財産法研究	2	演習Ⅰb	2
家族法特論	2	演習Ⅱa	2
会社法研究	2	演習Ⅱb	2
民事訴訟法特論	2		
海事法研究	2		
刑法特論	2		
刑事訴訟法特論	2		
経済刑法特論	2		
法哲学特論	2		
法哲学研究	2		
租税法特論	2		
租税法研究Ⅰ	2		
租税法研究Ⅱ	2		
租税法研究Ⅲ	2		
倒産・執行法研究Ⅰ	2		
倒産・執行法研究Ⅱ	2		
労働法特論	2		
労働法研究Ⅰ	2		
労働法研究Ⅱ	2		
高齢者法研究	2		
社会保障法研究Ⅰ	2		
社会保障法研究Ⅱ	2		
環境法特論	2		
自然保護法研究	2		
Social Systems for Environmental Management	2		
Aging and Law	2		
Emerging Technologies and Law	2		

※今年度の開講科目は、２４ページの開設科目一覧を確認してください。

令和５年度入学者（学籍番号の上４桁が「23PC」の者）対象
授業科目及び単位数

国際経済法学専攻

授　業　科　目　名	単位数	授　業　科　目　名	単位数
（コア科目）		（その他講義科目）	
法学原論	2	開発協力フィールドワーク	2
政治学原論	2	社会実践フィールドワーク	2
法律文献情報	1	研究実践フィールドワークⅠ	1
Decision Making Process	2	研究実践フィールドワークⅡ	1
Research Methodology	2	ワークショップ	2
Introduction to Japanese Law 1	1	（英語によるコミュニケーション科目）	
（国際経済法分野）		Critical Thinking and Discussion	2
国際法特論	2	Academic Writing	2
国際法研究Ⅰ	2	Professional Communication	2
国際法研究Ⅱ	2	Oral Communication Workshop	2
国際私法研究Ⅰ	2	Presentation Skills	2
国際私法研究Ⅱ	2	（実践的科目）	
国際私法研究Ⅲ	2	社会人のための実践法学入門	1
経済法研究Ⅰ	2	変わりゆく社会と法	1
経済法研究Ⅱ	2	憲法は変わらないが変わる	1
知的財産法研究Ⅰ	2	公務員のための法学	1
知的財産法研究Ⅱ	2	憲法とメディア法	1
政治学研究	2	企業間紛争をめぐる法的問題	1
国際政治学研究	2	不動産取引をめぐる法的問題	1
国際行政論研究Ⅰ	2	訴訟外での紛争解決（ADR）	1
国際行政論研究Ⅱ	2	債権回収をめぐる法的問題	1
開発協力特論	2	民事訴訟での紛争解決	1
開発協力論研究Ⅰ	2	コーポレートガバナンスⅠ	1
開発協力論研究Ⅱ	2	コーポレートガバナンスⅡ	1
開発協力論研究Ⅲ	2	労務管理と法Ⅰ	1
Japan’s Development Experiences	2	労務管理と法Ⅱ	1
Governance and Development	2	リスク社会と過失責任	1
Public Administration and Management	2	刑事制裁制度	1
Local Governance	2	文献講読：刑事責任の基礎	1
ODA and Practical Issues	2	経済刑法	1
International Public Administration	2	法人税と企業会計	1
World Trade Law	2	所得課税の計算構造	1
Japanese Competition Law (The Antimonopoly Act)	2	（学府共通科目）	
The rule of law in developing countries: theory and practice	2	Thesis Writing	2
		Presentation and Discussion Skills	2
		（演習科目）	

Intellectual Property Law & Policy	2	演習Ⅰa	2
		演習Ⅰb	2
		演習Ⅱa	2
（実定法分野）		演習Ⅱb	2
憲法特論	2		
憲法研究	2		
行政法特論	2		
財産法特論	2		
財産法研究	2		
家族法特論	2		
会社法研究	2		
民事訴訟法特論	2		
海事法研究	2		
刑法特論	2		
刑事訴訟法特論	2		
経済刑法特論	2		
法哲学特論	2		
法哲学研究	2		
租税法特論	2		
租税法研究Ⅰ	2		
租税法研究Ⅱ	2		
租税法研究Ⅲ	2		
倒産・執行法研究Ⅰ	2		
倒産・執行法研究Ⅱ	2		
労働法特論	2		
労働法研究Ⅰ	2		
労働法研究Ⅱ	2		
高齢者法研究	2		
社会保障法研究Ⅰ	2		
社会保障法研究Ⅱ	2		
環境法特論	2		
自然保護法研究	2		
Social Systems for Environmental Management	2		
Aging and Law	2		
Emerging Technologies and Law	2		

※今年度の開講科目は、２４ページの開設科目一覧を確認してください。

Ⅱ．横浜国立大学休学許可の基準

（平成16年4月1日規則第204号）

改正　平成16年11月8日規則第468号　平成22年11月24日規則第94号
平成25年2月21日規則第6号　　平成27年12月16日規則第78号

第1

横浜国立大学学則（以下「学則」という。）第50条第4項の規定に基づく休学の許可は、次の各号のいずれかに該当し、引き続き3か月以上欠席を要する者について許可するものとする。

(1)　本人の疾病又は負傷のとき。（医師の診断書を必要とする。）

(2)　本人の出産又は本人の子（法律上の養子を含む。）が3歳に達する日を限度として育児に従事するとき。（出産に関する医師の診断書等を必要とする。）

(3)　学資の支弁が困難なとき。（理由書及び事実を証明する書類を必要とする。）

(4)　世帯主その他の死亡等により一時的に家業に従事するとき。（理由書及びそれを証明する書類を必要とする。）

(5)　家族を看病又は介護するとき。（看病については理由書及びそれを証明する医師の診断書を必要とする。介護については理由書及び証明書を必要とする。）

(6)　勤務の都合のとき。（勤務先の証明書を必要とする。）

(7)　外国の大学、短期大学又は大学院で学修することが教育上有益と認められたとき。（学修先の大学、短期大学又は大学院について証明する書類及び学修内容の書類を必要とする。）

(8)　その他教授会においてやむを得ない理由があると認めたとき。（理由を証明する書類を必要とする。）

第2

学則第51条第2項及び横浜国立大学大学院学則第22条第3項に規定する理由は、前項第2号に限るものとする。

附　則

1　この基準は、平成16年4月1日から施行する。

2　この基準の施行日の前に許可されている休学は、この基準の定めるところにより許可されたものとみなす。

附　則（平成16年11月8日規則第468号）

この基準は、平成16年11月8日から施行する。

附　則（平成22年11月24日規則第94号）

この基準は、平成22年11月24日から施行する。

附　則(平成25年2月21日規則第6号)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成27年12月16日規則第78号)

この基準は、平成27年12月16日から施行する。

Ⅲ．学位論文・最終試験評価基準

下記にその概要を掲げる。

なお、論文題目提出、中間報告会、論文提出および最終試験受験の手続等については、適時掲示で連絡するので、注意すること。

１．最終試験までの標準的な過程

１年次春学期　指導教員決定（４月）
　　研究計画作成・指導

　　秋学期　研究計画に基づく論文作成指導

２年次春学期　研究計画に基づく論文作成指導
　　論文作成計画の指導・進捗状況確認
　　論文題目提出（６月）（５月中旬に掲示連絡）

　　秋学期　中間報告会（１０月）（日程詳細１０月上旬に掲示連絡）
　　論文題目変更届（変更がある場合）（１１月）（１１月中旬に掲示連絡）
　　論文提出（１月）（１１月中旬に掲示連絡）
　　最終試験（２月）（日程詳細１月中旬に掲示連絡）

２．評価の指針および評価基準

（１）評価の指針

① 論文の対象分野に関する基本的理解と資料の妥当性
② 論文中に示された分析または解釈の論理性と妥当性
③ 論文の構成、表現技術

※法務キャリア開発コース
①特定課題論文における課題設定が適切であり、問題意識が明確であること
②特定課題論文中に示された法令、裁判例、学説等の分析が的確であり、そこから論理的に自身の解釈・見解が導かれていること
③特定課題論文での研究内容とその意義(実務的意義を含む)を十分理解しており、説得的に説明できること
④特定課題論文の構成、表現等が妥当であること

（２）評価基準

Ｓ（９０点以上）　秀
Ａ（８０点以上）　優
Ｂ（７０点以上）　良

Ｃ（６０点以上）　可
Ｄ（５９点以下）　不可

※ Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃを合格とする。

Ⅳ. 令和7年度（2025年度）学事暦

事　　項	期　日　又　は　期　間	備　　考
春季休業期間	4月1日（火）～4月6日（日）	
入学式	4月4日（金）	
春学期開講	4月7日（月）	※1
春学期前半（第1ターム）	4月7日（月）～6月6日（金）	
授業休講日	4月30日（水）～5月2日（金）	
祝休日開講日	5月6日（火・祝）	
補講週間	5月12日（月）～5月16日（金）	※2
清陵祭	5月17日（土）～5月18日（日） （5月17日（土）は準備を含む）	
第1ターム試験期間	6月2日（月）～6月6日（金）	※3※4
開学記念日	6月1日（日）	
春学期後半（第2ターム）	6月9日（月）～8月5日（火）	
補講週間	7月7日（月）～7月11日（金）	※2
春学期・第2ターム試験期間	7月29日（火）～8月5日（火） （8月5日（火）は試験の予備日）	※3
夏季休業期間（第3ターム）	8月6日（水）～9月30日（火）	
秋季卒業式・修了式	9月17日（水）	（予定）
春学期終講	9月30日（火）	
夏季休業期間	10月1日（水）～10月2日（木）	
秋季入学式	10月2日（木）	（予定）
秋学期開講	10月3日（金）	※5
秋学期前半（第4ターム）	10月3日（金）～12月1日（月）	
祝休日開講日	10月13日（月・祝）	
常盤祭	10月31日（金）～11月2日（日） （10月31日（金）は準備を含む）	
祝休日開講日	11月3日（月・祝）	
補講週間	11月10日（月）～11月14日（金）	※2
第4ターム試験期間	11月25日（火）～12月1日（月）	※3※4
秋学期後半（第5ターム）	12月2日（火）～2月12日（木）	
授業振替日	12月23日（火）	※6
冬季休業期間	12月24日（水）～1月4日（日）	
大学入学共通テスト休業日	1月16日（金）～1月18日（日）	
補講週間	1月19日（月）～1月23日（金）	※2
秋学期・第5ターム試験期間	2月3日（火）～2月10日（火） （2月10日（火）は試験の予備日）	※3
春季休業期間（第6ターム）	2月13日（金）～3月31日（火）	
個別学力検査等試験日（前期日程）	2月25日（水）	
個別学力検査等試験日（後期日程）	3月12日（木）	
卒業式・修了式	3月25日（水）	
秋学期終講	3月31日（火）	

※1　4月7日（月）を春学期開講日とする。

※2　補講週間であっても通常授業は行う。補講は各日の第6限に実施するが、事情によりこの時間帯に実施し難い場合は、各部局の判断により別途日時を設定して補講を行うものとする。

※3　ターム試験期間には45分間相当の授業時間を含む。

※4　セメスター科目は通常授業を行う。

※5　10月3日（金）を秋学期開講日とする。

※6　12月23日（火）は金曜日の授業を行う。

※7　試験については試験期間外に実施されることもあるので、シラバスや授業支援システム等を確認すること。

令和7年度（2025年度） 学事暦<国際経済法学専攻>

学期	ターム	月	日	月	火	水	木	金	土	
春学期	第1ターム	4月								
					1	2	3	4	5	**4/4（金）入学式**
			6	7	8	9	10	11	12	**4/7（月）～8/5（火）春学期（セメスター科目）**
			13	14	15	16	17	18	19	**4/7（月）～6/6（金）春学期前半（第1ターム科目）**
			20	21	22	23	24	25	26	4/7（月）～4/18（金）履修登録期間
			27	28	29	30				4/24（木）～4/28（月）履修登録確認・訂正期間
		5月					1	2	3	4/30（水）、5/1（木）、5/2（金）は授業を行わない
			4	5	6	7	8	9	10	5/6（火）は授業を行う（祝休日開講日）
			11	12	13	14	15	16	17	5/12（月）～5/16（金）履修登録キャンセル期間
			18	19	20	21	22	23	24	5/12（月）～5/16（金）補講週間
			25	26	27	28	29	30	31	5/17（土）～5/18（日）清陵祭（5/17（土）は準備を含む）
		6月	1	2	3	4	5	6	7	6/2（月）～6/6（金）第1ターム試験期間
	第2ターム		8	9	10	11	12	13	14	（セメスター科目は通常授業）
			15	16	17	18	19	20	21	**6/9（月）～8/5（火）春学期後半（第2ターム科目）**
			22	23	24	25	26	27	28	
			29	30						6/23（月）～6/27（金）履修登録キャンセル期間
										（第2ターム科目）
		7月			1	2	3	4	5	
			6	7	8	9	10	11	12	7/7（月）～7/11（金）補講週間
			13	14	15	16	17	18	19	
			20	21	22	23	24	25	26	
			27	28	29	30	31			7/29（火）～8/5（火）春学期・第2ターム試験期間
										（8/5（火）は試験の予備日）
		8月						1	2	**8/6（水）～9/30（火）夏季休業期間（第3ターム）**
	第3ターム		3	4	5	6	7	8	9	
			10	11	12	13	14	15	16	
			17	18	19	20	21	22	23	
			24	25	26	27	28	29	30	
			31							
		9月		1	2	3	4	5	6	
			7	8	9	10	11	12	13	
			14	15	16	17	18	19	20	9/17（水）秋季卒業式・修了式（予定）
			21	22	23	24	25	26	27	
			28	29	30					10/2（木）秋季入学式（予定）
秋学期	第4ターム	10月				1	2	3	4	**10/3（金）～2/12（木）秋学期（セメスター科目）**
			5	6	7	8	9	10	11	**10/3（金）～12/1（月）秋学期前半（第4ターム科目）**
			12	13	14	15	16	17	18	10/3（金）～10/16（木）履修登録期間
			19	20	21	22	23	24	25	10/13（月）は授業を行う（祝休日開講日）
			26	27	28	29	30	31		10/22（水）～10/24（金）履修登録確認・訂正期間
		11月							1	10/31（金）～11/2（日）常盤祭（10/31（金）は準備を含む）
			2	3	4	5	6	7	8	11/3（月）は授業を行う（祝休日開講日）
			9	10	11	12	13	14	15	11/3（月）～11/7（金）履修登録キャンセル期間
			16	17	18	19	20	21	22	11/10（月）～11/14（金）補講週間
			23	24	25	26	27	28	29	
			30							11/25（火）～12/1（月）第4ターム試験期間
										（セメスター科目は通常授業）
	第5ターム	12月		1	2	3	4	5	6	
			7	8	9	10	11	12	13	**12/2（火）～2/12（木）秋学期後半（第5ターム科目）**
			14	15	16	17	18	19	20	12/8（月）～12/12（金）履修登録キャンセル期間（第5ターム科目）
			21	22	23	24	25	26	27	12/23（火）は金曜日の授業を行う
			28	29	30	31				12/24（水）～1/4（日）冬季休業期間
		1月					1	2	3	
			4	5	6	7	8	9	10	1/16（金）～1/18（日）大学入学共通テスト休業日
			11	12	13	14	15	16	17	（1/17（土）及び1/18（日）は大学構内入構不可）
			18	19	20	21	22	23	24	1/19（月）～1/23（金）補講週間
			25	26	27	28	29	30	31	
		2月								2/3（火）～2/10（火）秋学期・第5ターム試験期間
			1	2	3	4	5	6	7	（2/10（火）は試験の予備日）
	第6ターム		8	9	10	11	12	13	14	
			15	16	17	18	19	20	21	**2/13（金）～3/31（火）春季休業期間(第6ターム)**
			22	23	24	25	26	27	28	2/25（水）前期日程試験（大学構内入構規制）
		3月								
			1	2	3	4	5	6	7	
			8	9	10	11	12	13	14	3/12（木）後期日程試験（大学構内入構規制）
			15	16	17	18	19	20	21	
			22	23	24	25	26	27	28	3/25（水）卒業式・修了式
			29	30	31					

- 試験期間
- 試験期間（予備日）
- 英語統一テスト・プレイスメントテスト
- 授業振替日
- 祝日開講日

Ⅴ．国際経済法学専攻開設科目一覧

1．選択科目

	科目名	教員	単位	区分	学期	備考
コア科目	法学原論	内海／岡庭	2	開講	春期	
	政治学原論	清滝	2	開講	春期	
	法律文献情報	ランド／教務厚生委員会	1	開講	春期	
	Decision Making Process	椛島	2	開講	秋期	
	Research Methodology	ランド	2	開講	春期	
	Introduction to Japanese Law 1	藤田/澄川	1	開講	第2	
国際経済法分野	国際法研究Ⅰ	藤田	2	開講	秋期	
	国際法研究Ⅱ	―	2	休講	―	
	国際法特論	藤田	2	開講	春期	
	国際私法研究Ⅰ	―	2	休講	―	
	国際私法研究Ⅱ	―	2	休講	―	
	国際私法研究Ⅲ	―	2	休講	―	
	経済法研究Ⅰ	関根	2	開講	春期	
	経済法研究Ⅱ	関根	2	開講	秋期	
	知的財産法研究Ⅰ	濱口	2	開講	春期	
	知的財産法研究Ⅱ	濱口	2	開講	秋期	
	政治学研究	―	2	休講	―	
	国際政治学研究	―	2	休講	―	
	国際行政論研究Ⅰ	志賀	2	開講	春期	
	国際行政論研究Ⅱ	志賀	2	開講	秋期	
	開発協力論研究Ⅰ	小林	2	開講	春期	
	開発協力論研究Ⅱ	―	2	休講	―	
	開発協力論研究Ⅲ	―	2	休講	―	
	開発協力特論	―	2	休講	―	
	Japan's Development Experiences	荒木	2	開講	秋期	
	Governance and Development	小林	2	開講	秋期	
	Public Administration and Management	小池	2	開講	春期	
	Local Governance	小池	2	開講	秋期	
	ODA and Practical Issues	小林	2	開講	秋期	
	International Public Administration	志賀	2	開講	春期	令和5年度以降入学者対象科目
	International Administration	志賀	2	開講	春期	令和4年度以前入学者対象科目
	World Trade Law	荒木	2	開講	春期	
	Japanese Competition Law (The Antimonopoly Act)	関根	2	開講	秋期	
	The Rule of Law in Developing Countries: Theory and Practice	志賀	2	開講	秋期	
	Intellectual Property Law & Policy	田渕	2	開講	春期	
実定法分野	憲法研究	君塚	2	開講	春期	
	憲法特論	君塚	2	開講	秋期	
	行政法特論	板垣	2	開講	秋期	
	財産法研究	渡邉	2	開講	春期	
	財産法特論	渡邉	2	開講	秋期	
	家族法特論	柳迫	2	開講	春期	
	会社法研究	芳賀	2	開講	春期	
	民事訴訟法特論	岡庭	2	開講	秋期	
	海事法研究	笹岡	2	開講	秋期	
	刑法特論	―	2	休講	―	
	刑事訴訟法特論	金子	2	開講	春期	
	経済刑法特論	内海	2	開講	春期	
	法哲学研究	―	2	休講	―	
	法哲学特論	山本	2	開講	春期	
	租税法研究Ⅰ	―	2	休講	―	
	租税法研究Ⅱ	酒井	2	開講	秋期	
	租税法研究Ⅲ	―	2	休講	―	
	租税法特論	酒井	2	開講	春期	
	倒産・執行法研究Ⅰ	岡庭	2	開講	春期	
	倒産・執行法研究Ⅱ	―	2	休講	―	
	労働法研究Ⅰ	植田	2	開講	秋期	
	労働法研究Ⅱ	―	2	休講	―	
	労働法特論	石﨑	2	開講	春期	
	社会保障法研究Ⅰ	関	2	開講	春期	

1. 選択科目

科目名		教員	単位	区分	学期	備考
実定法分野	社会保障法研究Ⅱ	ー	2	休講	ー	
	高齢者法研究	ー	2	休講	ー	
	環境法特論	ー	2	休講	ー	
	自然保護法研究	ー	2	休講	ー	
	Social Systems for Environmental Management	ー	2	休講	ー	
	Aging and Law	関	2	開講	春期	
	Emerging Technologies and Law	笹岡	2	開講	春期	
その他	開発協力フィールドワーク	志賀/小林	2	開講	秋期	
	社会実践フィールドワーク	指導教員	2	開講	通年	令和5年度以降入学者対象科目
	インターンシップ	指導教員	2	開講	通年	令和4年度以前入学者対象科目
	研究実践フィールドワークⅠ	指導教員	1	開講	春期	
	研究実践フィールドワークⅡ	指導教員	1	開講	秋期	
	ワークショップ	小林	2	開講	秋期	

2. 特別講義

① 教育研究上の必要から、基礎的又は応用的知識の補充のために年度ごとに開講される科目

科目名	教員	単位	区分	学期	備考
特殊講義(開発法学)	ー	2	休講	ー	
特殊講義(安全保障論)	ー	2	休講	ー	
外国人客員教授科目	外国人客員教授	2	開講	春期	

② 英語によるコミュニケーション科目(外国語関連科目)

科目名		教員	単位	区分	学期	備考
英語によるコミュニケーション科目	Critical Thinking and Discussion	ランド	2	開講	秋期	
	Academic Writing	ランド	2	開講	春期	
	Professional Communication	ランド	2	開講	秋期	
	Oral Communication Workshop	ー	2	休講	ー	
	Presentation Skills	ー	2	休講	ー	

③ 実践的科目

科目名		教員	単位	区分	学期	備考
実践的科目	社会人のための実践法学入門	内海/濱口/関根/柳迫	1	開講	第2	
	変わりゆく社会と法:リスクと法	板垣/内海/岡庭/金子/芳賀/渡邉/山本	1	開講	第2	
	憲法は変わらないが変わる	ー	1	休講	ー	
	公務員のための法学	板垣	1	開講	第2	
	憲法とメディア法	ー	1	休講	ー	
	企業間紛争をめぐる法的問題	渡邉	1	開講	第6	
	不動産取引をめぐる法的問題	渡邉	1	開講	第3	
	民事訴訟での紛争解決	岡庭	1	開講	第4	
	コーポレートガバナンスⅠ	芳賀	1	開講	第1	
	コーポレートガバナンスⅡ	芳賀	1	開講	第2	
	労務管理と法Ⅰ	石﨑	1	開講	第5	
	労務管理と法Ⅱ	ー	1	休講	ー	
	リスク社会と過失責任	内海	1	開講	第5	
	刑事制裁制度	内海	1	開講	第4	
	文献講読:刑事責任の基礎	ー	1	休講	ー	
	経済刑法	ー	1	休講	ー	
	法人税と企業会計	ー	1	休講	ー	
	所得課税の計算構造	ー	1	休講	ー	
	法的文書作成Ⅰ	指導教員	1	開講	第2	科目等履修生のみ対象
	法的文書作成Ⅱ	指導教員	1	開講	第5	科目等履修生のみ対象

３. 学府共通科目

科目名	教員	単位	区分	学期	備考
Thesis Writing	山下	2	開講	秋期	
Presentation and Discussion Skills	カールセン	2	開講	春期	

４. 演習科目

科目名	教員	単位	区分	学期	備考
演習Ⅰa	指導教員	2	開講	春期	
演習Ⅰb	指導教員	2	開講	秋期	
演習Ⅱa	指導教員	2	開講	春期	
演習Ⅱb	指導教員	2	開講	秋期	

Ⅵ. 横浜国立大学学則・大学院学則・学位規則・国際社会科学府規則

横浜国立大学学則、大学院学則、学位規則、国際社会科学府規則については、以下の方法で確認ができますので、本冊子への掲載は省略いたします。

【横浜国立大学学則、大学院学則、学位規則、国際社会科学府規則の参照先】

・横浜国立大学規則集：下記のWEBサイトから、閲覧してください。

http://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/

【学生生活に関すること】

・在学生向けポータルサイト：下記の WEB サイトから、閲覧してください。

https://www.ynu.ac.jp/student/

・学生生活ハンドブック：下記の WEB サイトから、閲覧してください。

https://www.ynu.ac.jp/student/handbook